

回 覧

令和6年12月10日

由布市湯布院町
居住者の皆様

国土交通省 九州地方整備局
大分河川国道事務所

大雪時における国道210号通行に際してのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から国土交通行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、大分県内においても、冬の山間部は積雪や路面凍結の恐れがあり、ノーマルタイヤでの走行は大変危険です。積雪や路面凍結の発生する時期は、当事務所においても融雪剤散布等の除雪・路面凍結防止対策を行っているところですが、皆様におかれましても気象情報や道路情報に注意いただき、冬用タイヤやタイヤチェーンを装着いただいていると存じますが、大雪時は、極力、緊急時以外の外出をお控えいただくようお願いいたします。

しかし昨今、雪道において冬用装備なく走行する車両等により立ち往生や事故等が発生するケースも発生しており、この場合、早期に通行できるよう集中的な除雪作業等を行います。やむを得ず長期間にわたる通行止めとせざるを得ない場合がありますので、ご了承願います。

通行止めをしている区間内にお住まいの皆様におかれましては、ご不便をおかけすることとなりますが、冬用タイヤやタイヤチェーンを装着されている場合、別紙のとおり、住居等までの通行を許可します。降雪状況や道路状況等によっては、通行不可となる場合もありますので、ご了承ください。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

敬具

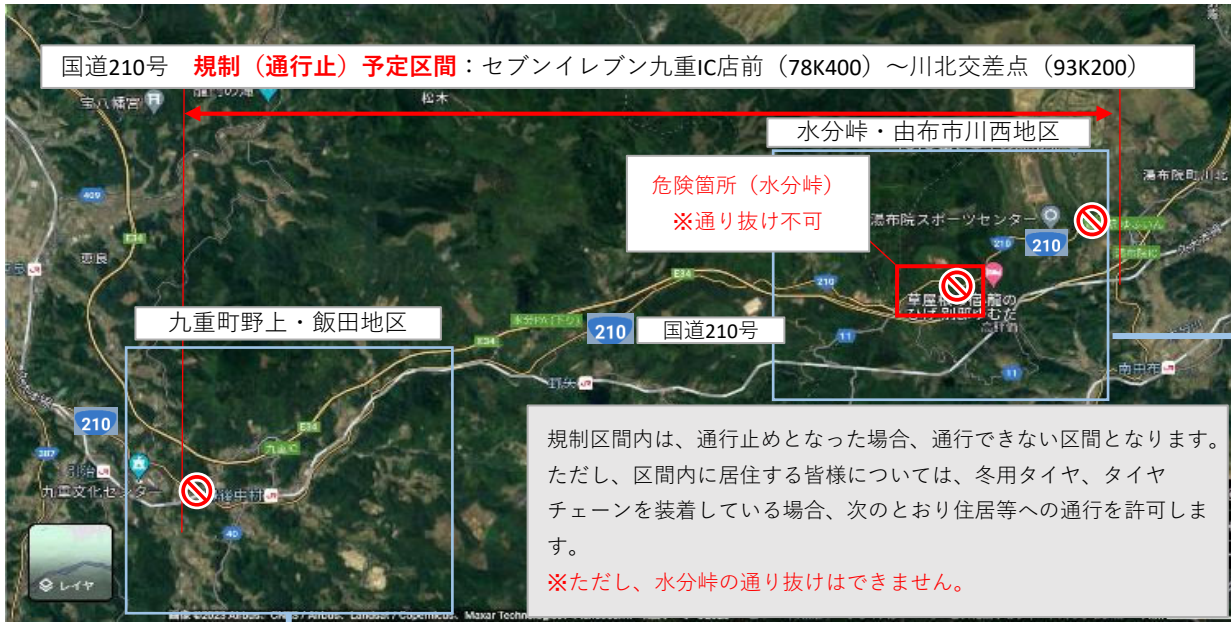
【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局
大分河川国道事務所 道路管理第一課
諫山、松木、工藤

TEL：097-544-4167（代表）

FAX：097-546-4354

国道210号規制区間内における住民車両の通行イメージ



道路情報 配信中!!



国道LIVE映像

管内図

事務所 HPへ

カメラのアイコンをタップ

道路ライブ配信中

出かける前に
道路の状態を確認!!

冬用タイヤ または
チェーンの準備を

遠見郡日出町 赤松2

国道 210 ROUTE と 国道 10 ROUTE 中津市 ~ 大分市 の情報



国道 57 ROUTE と 国道 10 ROUTE 豊後大野市 ~ 佐伯市 の情報

<p>国道ライブ映像</p>  <p>特に積雪・路面凍結が多い国道210号はカメラを多数配置して配信しています。</p>	<p>道路ライブ</p>  <p>スマホ・PCでアクセス!</p>	<p>道路ライブ画像</p>  <p>積雪・路面凍結が多い国道57号を中心に、ライブ画像を配信しています。</p>
<p>大分河川国道事務所</p>  <p>所管する国道10号と210号の他に、大分川・大野川の情報等も発信中。</p>	<p>X(旧 Twitter)</p> 	<p>佐伯河川国道事務所</p>  <p>所管する国道10号と57号の他に、番匠川の情報等も発信中。</p>
<p>国土交通省 大分河川国道事務所</p> <p>(097) 544-4167 (代表)</p>	<p>⇐ お問い合わせ ⇒</p> 	<p>国土交通省 佐伯河川国道事務所</p> <p>(0972) 22-1880 (代表)</p>

※ 大分河川国道事務所のホームページ「リアルタイム道路情報」で気温・路温、道路雨量、道路情報板等、現在の道路情報が表示されます。

道路緊急ダイヤル #9910 24時間受付 道路の危険や異常等を見かけたらお知らせください!

<p>その他 道路に関する情報</p>	<p>● 日本道路交通情報センター</p> <p>全国共通ダイヤル 050-3369-6666 大分情報 050-3369-6644 携帯短縮ダイヤル # 8011</p>	<p>● ハイウェイ交通情報 (NEXCO 西日本)</p> <p>https://www.w-nexco.co.jp 《NEXCO 西日本 お客様センター》 TEL : 0120-924863</p> 
-------------------------	--	---

危険!! 雪道走行

ノーマルタイヤでの走行はNG!



スタック車両による交通障害が発生



スリップして道をふさいだ状態



大型トラックが立ち往生



スリップして他の車両を巻き込む寸前



スリップして歩道に乗り上げ電柱に接触



スリップ事故により上下線約100台が3時間立ち往生



立ち往生車両が続発

お出かけ前に
“道路情報”
をチェック!

詳しくは裏面

全輪に
装着で
OK



スタッドレス
スノータイヤ

駆動輪に
装着で
OK



タイヤチェーン

NG

責任はあなたに!

ノーマルタイヤ

チェーン規制に関わらず
対策が必要!

大分県道路交通法施行細則 第14条 第2号 (運転者の遵守事項)

積雪 又は 凍結している道路において、自動車を運転するときは、**タイヤチェーン** 又は **スノータイヤ** を取り付けるなど、**有効な滑り止めの措置**を講ずること。

! 違反行為は、反則金の対象に! 罰金: 5万円以下 | 反則金: 大型車 7,000円、普通車 6,000円